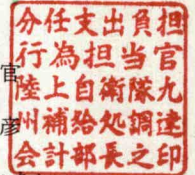


公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4SNE1FR60120		4SNW1AG0001 0001				WV-Z320001	
品名 または 件名							
装備品等の解体処分							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	EA				1		
納地または工事場所			引 渡 場 所				
大分弾薬支処			契約相手方指定場所				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和7年3月31日 (月)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部 契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年8月8日（木）10時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和6年8月21日（水）15時00分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和6年8月7日(水)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に
「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課 第1契約班 担当 大川(内線2316)

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		4SNEIFRG0120		物品番号		名		単位		数量		単価		金額		銘柄		納地		指定	
NO		調達要求番号		品		部品番号 または 規格										使用期限等		引渡場所		検査	
				使用器材名						仕様書番号						グループ		納期		包装	
1		4SNW1AG0001	0001					EA		1.00								大分産業支処		1	
		装備品等の解体処分										契約相手方指定場所									
		仕様書のとおり										令和7年3月31日									

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
装備品等の解体処分		WV-Z320001	
			年 月 日
		作 成	令和6年5月14日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	九 州 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊九州補給処において実施する特定部位等に指定されている防弾鋼板、防弾
 鉄網、アルミ製器材及び防弾ガラスなどをもつ装備品等の解体処分について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 特定部位等

特定部位及び準特定部位をいう。

1.2.2 破壊部位

陸上自衛隊の装備品、部品等として特定できる部位又は再利用及び復元を防止する部位をいう。

1.2.3 破碎

破壊する物件を3分割以上に切断などすることをいう。

1.2.4 圧縮

破壊する物件の再使用及び復元が不可能になるまで圧縮することをいう。

1.3 解体処分対象器材及び引き渡し場所

解体処分対象器材及び引き渡し場所は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成
 すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達) [防装庁(事)
 第137号(令和4年3月31日)]

取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(通達) [陸幕情第
 175号(19.7.31)]

売払条件書(補統火車第210号(令和2年6月26日)別冊)

2 解体処分に関する要求

2.1 解体処分器材等の管理要領

解体処分に際し、特定部位等及び4.2に示す基本構造図等資料は、売払条件書の別紙第2の特定条項を適用し、管理に万全を期さなければならない。

2.2 標準作業要領

標準作業要領は、表1による。

表1－標準作業要領

番号	作業要領	注記
1	車内残留物の確認	油その他残留危険物の確認
2	エンジンルームの解放及び内部残留物の取り外し	残留物などの回収及び切断作業
3	燃料タンクの油抜き及び取り外し並びに砲塔内部金物の取り離し	残油の抜取作業及び金物切断
4	砲塔旋回部位固定ボルト外し及びマウントレールの取り外し	切断作業及び回収作業
5	砲塔部の取り外し並びに外部金物及び本体の切断	切断作業及び回収作業
6	履帯の切断及び車体外部金物の切断	切断作業及び回収作業
7	車体内部金物の切断（トランスミッション作動レバー）	切断作業及び回収作業
8	車体上部の切断	切断作業及び回収作業
9	車体の反転	クレーン等作業
10	転輪、履帯及びサスペンションアームの切断	切断作業及び回収作業
11	車体下部及び砲の切断 ^{b)}	切断作業及び回収作業
12	特定部位等及び破壊部位の選別	選別作業
13	破壊部位の破壊及び切断 ^{b)}	破壊作業
14	スクラップの搬出	クレーン等作業
15	特定部位等の熔解 ^{b)}	熔解作業
注 ^{a)} 駐退復座装置、駐退装置、駐退機、復座緩衝器、平衡器、自動・手動開閉器は、に事前に官側で取り外し作業を行った後、契約の相手側方に引き渡す。		
注 ^{b)} 契約の相手方は、特定部位の熔解について必ず官側の立会いの下実施し、破壊部位の破壊及び切断については、必要に応じ官側の下実施する。また、ほかの作業工程においても、官側が立会いを必要と認めた場合は、これに応じなければならない。		

2.3 解体処分器材の構成

解体処分器材の構成は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、基本構造図等資料による。

なお、解体処分品は、次の部位を取り外した状態とする。

- a) 装備品の戦闘能力が判別又は推定可能な機器類及び銘板類
- b) エンジン、バッテリー及びトランスミッション又はこれに準ずる部位
- c) ガスによる圧力が生じている物品（消火装置、アキュームレータなど）
- d) その他、調達要領指定書によって指定する部位。

2.4 解体処分品の材質別重量区分

解体処分品の材質別重量区分は、調達要領指定書によって指定する。

2.5 特定部位等

特定部位は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、4.2に示す基本構造図等資料による。

なお、この部位は、確実に溶解し、熔解時は必ずほかの材と混合する。

2.6 破壊部位

破壊部位は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、部位別処置要領による。

なお、この部位は、破碎、圧縮又は切断（溶断を含む。）とし、細部については、調達要領指定書によって指定する。ただし、熔解を妨げるものではない。

2.7 熔解切断寸法

特定部位等の熔解切断寸法は、契約の相手の溶解炉に投入可能な寸法とする。

2.8 解体処分場所

解体処分場所は、すべて日本国内とする。

2.9 解体処分品の引渡し

解体処分品の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2—提出書類

番号	提出書類	数量	提出先	時期	注記
1	処分工程表	a)	a)	実施 1 か月前まで	解体並びに熔解の予定日，実施企業名及び実施場所を記載する（様式随意）。
2	輸送計画表			実施 1 か月前まで	引渡場所から解体場所までの輸送経路，予定時刻及び輸送責任者名を記入する。
3	受領書			解体処分品の引き渡し時	様式は，売払条約書による。
4	解体証明書			表 1 の番号 1 3 までの作業完了後速やかに	様式は，売払条約書による。
5	熔解証明書			役務完了後速やかに	様式は，売払条約書による。
6	産業廃棄物管理票 （マニフェスト）			役務完了後速やかに	各自治体の様式による。
注 a) 提出先は，調達要領指定書によって指定する。					

4.2 貸付文書

貸付文書は、表3によるほか、貸付けに当たっては、必要部分のみとし、貸付の有無、貸付場所及び貸付期間などの細部は、調達要領指定書によって指定する。

表3－貸付文書

品名	数量	注記
基本構造図等資料	1 部	必要な部分のみ

4.3 安全管理

解体処分における作業は、安全管理に万全を期さなければならない。

4.4 官側の資料使用に関する注意

官側の資料使用に関する注意については、GLT-CG-Z000001の8.2による。

4.5 所有権の転移

解体処分品の所有権は、契約の相手方が4.1に示す解体証明書を提出し、契約担当官等が受理したときをもって、官側から契約の相手方に移転する。また、当該処分品の引渡し時には、所有権は、移転しない。

4.6 作業時間

作業時間は、祝休日を除く1日7.75時間を基準とする。ただし、作業上必要な場合は、検査官等の指示によって作業する。

4.7 その他

その他は、次による。

- 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行うものとする。
- 駐屯地への立入りは、日本国籍を有し、日本語で意思疎通ができる者とする。
- 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地などの規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行うものとする。
- 契約の相手方は、この契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは官側の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

4.8 保護すべき情報など

契約の相手方は、この契約の履行にあたり、知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理する。ただし、保護すべき情報がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

4.9 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する。

4.10 役務履行

役務履行については、他に必要な事項がある場合は、調達要領指定書によって指定する。

4.11 秘密保全など

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の箇条6による。

4.12 仕様書などに関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4 S N W 1 A G 0 0 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年7月9日
	作 成 部 課	装備計画部武器課
	作 成 年 月 日	令和6年5月14日
品 名	装備品等の解体処分	
仕 様 書 番 号	WV-Z 3 2 0 0 0 1	

指定事項

1 総則

1.3 解体処分対象器材及び引き渡し場所

解体処分対象器材

「61式戦車」

引き渡し場所

契約相手方指定場所

2.4 解体処分品の材質別重量区分

表-1 解体処分品の材質別重量区分

区 分	重量 (k g)
防弾鋼板	7, 486.46
防弾鋳物	4, 745.00
故 銑	40, 42
鉄屑特級	12, 049.60
鉄屑1級及び2級	1, 933.74
鉄屑級外	66, 30
銅 上	8, 50
銅 並	110, 40
真 鍮	22, 40
真鍮鋳物	57, 00
アルミ	37, 90
鉛	57, 50
ガラス	11, 50
その他, ゴム	434, 50
合 計	27, 061.22

2.9 解体処分品の引渡し

解体処分品の引渡しなどに関する事項は、下記のとおりとする。

- 契約相手方が指定する場所での車上渡しとする。
- 車体処分品の卸下は、契約相手方が行うものとする。

4.1 提出書類

表-2 提出書類

番号	提出書類	数量	提出先	提出時期
1	処分工程表	3	装備計画部武器課	仕様書のとおり
2	輸送計画表	3		
3	受領書	2		
4	解体証明書	2		
5	熔解証明書	2		
6	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	1	契約担当官等	契約締結時
7	産業廃棄物収集運搬業者 許可証 (写し)	1		
8	産業廃棄物処分業 許可証 (写し)	1		

4.2 貸付文書

貸付文書は表3のとおりとする。貸付場所は九州補給処装備計画部武器課とし、貸付期間については、貸付申請承認後から契約納期までとする。

表-3 貸付文書

品 名	数 量	注 記
基本構造図等資料	1 部	6 1 式戦車

4.9 輸送

輸送は、契約相手方で実施する。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	4SNW1AG0001
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年7月9日
	作 成 部 課	装 備 計 画 部 武 器 課
	作 成 年 月 日	令和6年5月14日
品 名	装備品等の解体処分	
仕 様 書 番 号	WV-Z320001	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を次のとおり指定する。

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
準特定部位	基本構造図等資料	—	—

3 特記事項

特になし